

第4次上越市行政改革大綱等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民ニーズに即した市政運営の実現と行政組織の持つ力を最大限に発揮するため策定する第4次上越市行政改革大綱及び行政改革推進計画について検討を行うため、第4次上越市行政改革大綱等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3次上越市行政改革大綱及び行政改革推進計画に登載する事業の検証に関すること。
- (2) 第4次上越市行政改革大綱及び行政改革推進計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 地方自治、企業経営、財務、経済活動等に関し識見を有する人
- (2) 市民協働、地域振興、コミュニティ等に関する活動を行っている人
- (3) 公募に応じた市民
- (4) その他市長が必要と認める人

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から平成23年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、行政管理課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。